

プレミアム付き商品券の発行に 関する規制緩和について

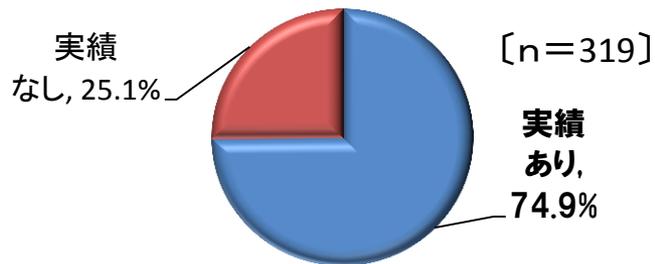
平成26年11月27日
日本商工会議所

○プレミアム付き商品券とは

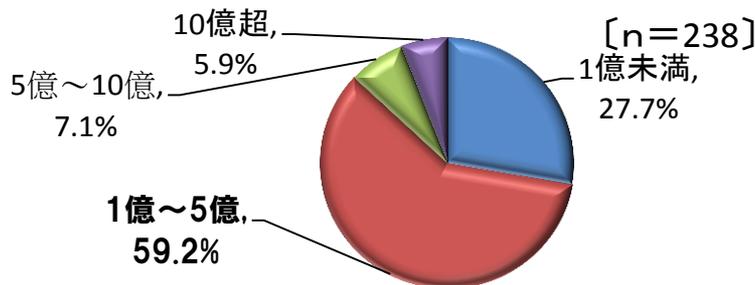
⇒資金決済法に規定する前払式支払手段であり、**利用者の購入額を超えて対価の弁済に充当可能なもの。**

例) 10,000円で購入した商品券で11,000円分の購入が可能。(1,000円分がプレミアムに相当)

(1) 直近5年間(平成21年度～平成25年度)の各地商工会議所におけるプレミアム付き商品券発行事業の実績



(2) 直近5年間(平成21年度～平成25年度)の各地商工会議所におけるプレミアム付き商品券の発行規模



出典:「プレミアム商品券等発行事業に関する緊急アンケート調査結果」(平成25年10月) ※全国514商工会議所のうち319商工会議所が回答

7割以上の地域でプレミアム付き商品券の発行事業実績があり、発行規模は1億円～5億円が最多。

2. プレミアム付き商品券の発行に関する規制について

・有効期間6ヵ月以上の商品券の発行において、毎年3月末と9月末時点で、未使用残高が1千万円を超えている場合は、未使用残高の半額を供託する必要がある(資金決済法第14条第1項および同法施行令第4条第2項)。

《各地商工会議所の声》

- ・財務局への登録申請手続きや供託金納付、会計検査院の対応が煩雑。
- ・半年毎の供託金の負担が大きく、発行金額の縮小やその他事業の縮小をせざるを得ない状況。
- ・供託金の負担が大きいため、役員の個人保証による借入で対応。
- ・供託がなくなれば、事務手続きが大幅に緩和されるだけでなく、**新たな事業展開の検討が可能。**

《日本商工会議所から政府に要望》

- 《プレミアム付き商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し》
地域での消費喚起と地域経済循環に大きな効果があるプレミアム付き商品券の継続的かつ大規模な発行を促進するため、以下のとおり資金決済法の保証金供託制度を見直すこと
- 供託を要する期間を現行の6ヵ月超から12ヵ月超に延長すること。
 - 商工会議所等の公的な団体が主体となって発行する場合は、供託を不要とすること。

「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見50」
(平成25年5月)

3. 企業実証特例制度の活用による規制緩和要望と新たな特例措置

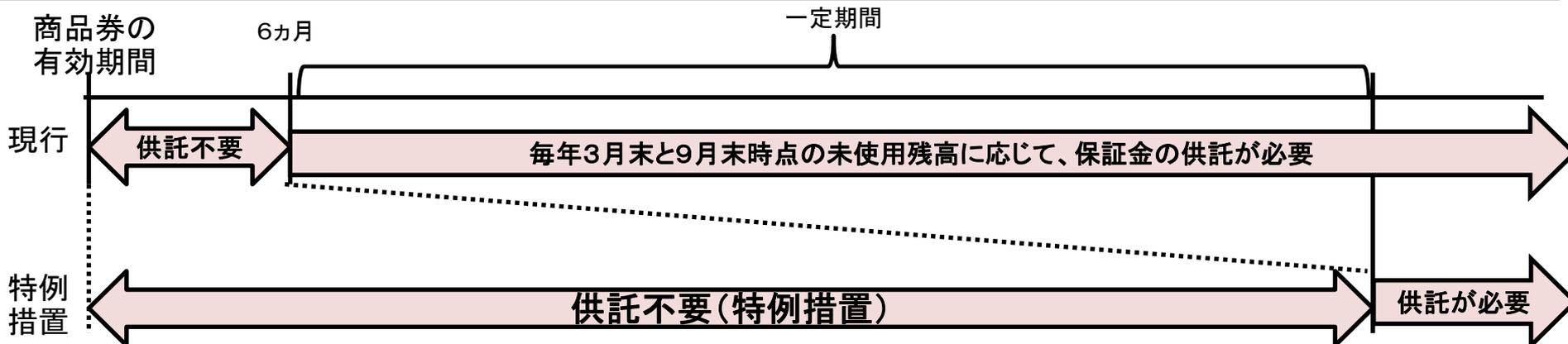
- 産業競争力強化法に基づく企業実証特例制度（※）を活用し、**新見商工会議所(岡山県)がプレミアム付き商品券の発行に関する規制緩和を要望**。政府での検討を踏まえ、新たな特例措置が講じられることとなった。
 - 今回の特例措置は、**各地商工会議所がプレミアム付き商品券を発行するにあたり、資金決済法に基づく保証金の供託が不要となる有効期間を現行の「6ヵ月内」から延長**するもの。
 - 今後、経済産業省・金融庁で**産業競争力強化法施行令の改正等を行った後に、全国の商工会議所で本特例措置が適用可能**となる（改正時期未定）。
- ※企業実証特例制度：規制が求める安全性等の確保措置を事業者自らが講じることを前提に、事業所管大臣と規制所管大臣の協議により、事業者単位で規制の特例措置を適用する制度。

4. 現行制度との比較

現行制度では、有効期間6ヵ月以上の商品券を発行する場合、毎年3月末・9月末の時点で未使用残高が1千万円を超える場合、同残高の半額を供託することが義務付けられている。一方で有効期間6ヵ月内の場合は供託不要。

今回講じられる特例措置により、保証金の供託が不要となるプレミアム付き商品券の有効期間が「6ヵ月内」から延長される。

⇒**地域での消費喚起や地域経済循環に大きな効果があるプレミアム付き商品券の柔軟な発行が容易に**



○本特例措置を各地商工会議所が活用するための要件（政府内で検討中）。

- ・発行する商品券の**プレミアム相当額について、地方公共団体からの補助金の交付を受けていること。**
- ・発行する商品券の**有効期間が「●年内（6ヵ月以上、具体的期間は未定）」であること。**
- ・商工会議所の**財務内容が健全であると見込まれること。**
- ・特例措置を活用したプレミアム付き商品券発行**事業の実施状況等について、経済産業大臣に対し、事業年度内に複数回、報告等を行うこと。** 等

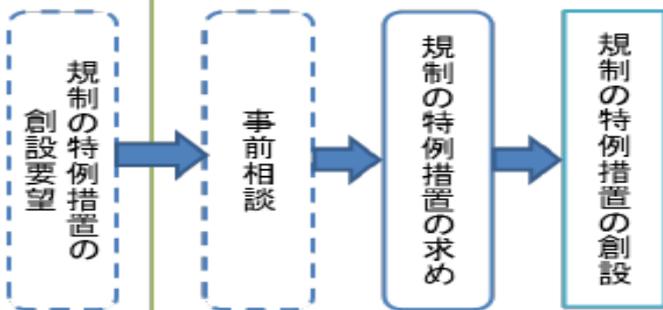
6. 特例措置の活用申請手続き

特例措置を活用するためには、「**規制の特例措置の求め（第1段階）**」「**新事業活動計画（※）の策定・認定申請（第2段階）**」が必要となるが、第1段階は既に新見商工会議所が実施済みのため、**第2段階の手続きのみで活用可能。**

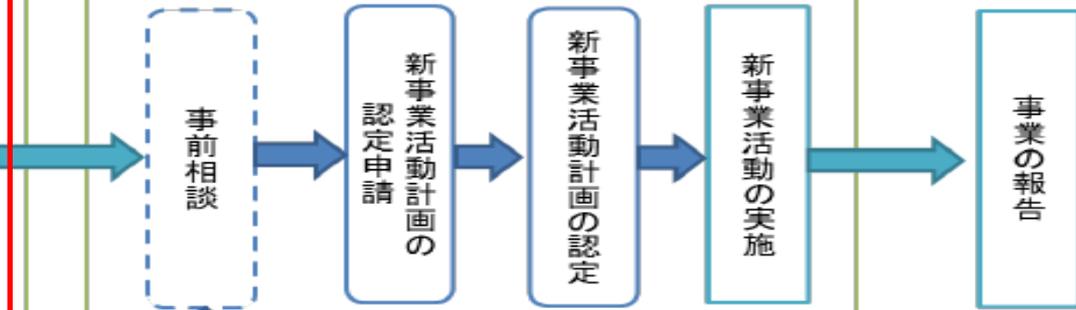
※新事業活動計画：特例措置を活用して実施するプレミアム付き商品券発行事業の実施主体・事業概要・実施場所・実施スケジュール等を記載したもの。経済産業大臣宛に申請。

各地商工会議所で行う手続き

第1段階



第2段階



新見商工会議所で実施済み。
（各地商工会議所での対応不要）

規制の特例措置の
活用要望

《参考》商品券の販売・利用・換金フローの事例

